

土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例

平成 10 年 10 月 2 日
条例第 29 号

(目的)

第 1 条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念として、基本的人権が尊重される社会づくりのため、市及び市民(市内に在住する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)の果たすべき責務を明らかにするとともに、施策の方針に関し必要な事項を定め、同和問題の早期解決のため部落差別の撤廃とあらゆる人権に関する問題への取組を積極的に推進し、もって真に人権が尊重される地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務等)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、人権が尊重される社会の環境づくりと人権意識を高めることを目的とする教育及び啓発に関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するものとする。

市長は、人権意識を高めるため、必要に応じて本市における人権に関する実態について公表できるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、互いの人権を尊重し、自らが人権を尊重する社会づくりの担い手であることを認識するとともに、人権を尊重する意識の向上に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する人権施策の推進に積極的に協力するものとする。

(施策の推進)

第 4 条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権を尊重する社会づくりをめざし、人権施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(教育・啓発活動の充実)

第 5 条 市は、人権を尊重する社会づくりのため学校、家庭、各種組織等と連携を密にし、教育、啓発活動の充実に努め、差別をしない、させない、許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(実態調査等の実施)

第 6 条 市は、前 2 条の施策の策定及びその効果的推進のため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第 7 条 市は、人権施策を推進するため、国・県及び関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(協議会)

第 8 条 市は、人権施策の策定と推進に関し必要に応じて重要事項を調査協議するため、土佐清水市人権を尊重する社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

2 協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。